事 前 評 価 調 書(案)

1 '	事業概要												
事業名 道路事業(道路改良事業													
世 区 名 一般県道 給 父稲沢線 (森上工区)													
		,											
事:	業箇所		そぶえちょうもりかみ 稲沢市祖父江町森上~稲沢市片原一色町										
事業のあ らまし		で道の間道緊なお備で道の路現に路急避り区で	一般県道給父稲沢線は、稲沢市西部から稲沢市中心部に至る延長 8.7 kmの路線であり、南北軸である国道 155 号及び東西軸である一般県道稲沢祖父江線と接続し、尾張北部地域の東西方向の道路ネットワークを形成する重要な路線である。 現道区間を含む当該路線は、地域の移動手段を担うコミュニティバスについて、現道の一部区間には渋滞区間もあることから、公共交通機関の定時性が課題となっている。加えて、緊急輸送道路に位置付けられていないものの、当該路線と接続する国道 155 号や一般県道稲沢祖父江線は緊急輸送道路に指定されており、近年発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害時の円滑な避難・救助機能の確保が課題となっている。さらに、当該事業区間周辺には小学校が立地しており、現道区間の一部は通学路に指定されているにも関わらず、道路幅員の狭い区間や歩道未整備区間が存在している。 このため、公共交通機関の利用促進、大規模災害時の円滑な救援・復旧活動を確保、歩行者の安全性を向上するため、一般県道給父稲沢線のバイパス整備を行うものである。										
事業目標		(1) (2) (3)	【達成(主要)目標】 (1)地域の活性化(公共交通機関の利用促進) (2)地震・津波対策(緊急輸送道路の強化) (3)交通事故対策(通学路等の安全性向上) 【副次目標】										
古米井													
事	業 書		事業費					内訳					
	業費		24. 2 億円		■工事費			2.2億	門、■その他				
事	業期間	採択予	24. 2 億円 予定年度	202	2 年度	着工予定年度	2022	2.2億 年度	門、■その他 完成予定年度	3.1億円 2033年度			
事:	業期間業内容	採択予	24. 2 億円 予定年度	202	2 年度		2022	2.2億 年度	門、■その他 完成予定年度				
事:	業期間	採択予	24. 2 億円 予定年度	202 (延長	2 年度 : 0.6 km、	着工予定年度	2022	2.2億 年度	門、■その他 完成予定年度		支		

も存在しており、歩行者の安全性に課題がある。

・このため、当該事業区間の整備により現道等からの交通転換が図られることにより、通学路等の安全性の向上を図る必要がある。

〇都市計画決定

当該路線は、1971 年 3 月に都市計画決定した。(延長 950m、幅員 16.0m) 2010 年 12 月に都市計画区域の再編に伴う路線の統合による都市計画の変更を行った。 (変更延長 6, 960m、幅員 16.0m)

Α

A:現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。

B: 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。

判定

【理由】

公共交通機関の利用促進、東西方向を結ぶ緊急輸送道路ネットワークの強化及び通学路等 の交通安全対策の強化の観点から事業実施の必要性が高い。

1) 貨幣価値 化可能な 効果(費用 対効果分 析結果)

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果)】

	区分		事前評価時 (基準年:2021)	備考		
#.0	事業費		16.8			
費用(億円)	維持管理費		0.3			
	合計	(C)	17.1			
	走行時間短縮	便益	33.9			
	走行経費減少	便益	6.6			
効果	交通事故減少	便益	0.1			
(億円)	合計	(B)	40.6			
	(参考) 算定要因	計画交通量 (台/日)	8,200			
費用対	対効果分析結果	(B/C)	2.4			

[※]金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。

[【]貨幣価値化可能な効果 (費用対効果) 分析手法】

費用便益分析マニュアル (平成 30 年 2 月 国土交通省 道路局 都市局)

	2) 貨幣価	値 ・	「貨	大学性性的	難なす	効果	評価も	 甚準表	:J (= {	基づき	評価	した話	平価値	は 0.	67 で	<u>ある</u> 。	
	化困難な効果		(4	達成目標 社会資本整備方針)	評価 対象 の判断					貨幣	価値化困難	誰な効果	評価基準表				
	7737	_	2	地域の活性化)主要な渋済	事無所の選	漆の緩和	- 沿道環境	の改善が	期待できる				MAX3	
			1 ¯ あ		0		□ 地域の主要渋滞箇所の渋滞緩和に資する事業、または踏切道改良促進法により指定された踏切 の除却に係る事業に該当する								1		
			いちを高め				□ の除却に係る事業に該当する □ 環状道路の整備又は公共交通機関の利用促進(交通結節点・バス路線の渋滞緩和等)に資する事業に該当する							 2	2		
							こその他渋		(する事業)	こ該当する						1	
			5 * ®	③地震・津波対策		合計		L M 18 AL -	. de C. 2040	44						3	2
		Ξ.	519	心成 洋放对象		<u> </u>) 広域的な				連の整備計	+画に位置	付けられた	事業に該当	 当する	MAX3	-
					0		■ 緊急輸送道路ネットワークの強化に資する事業に該当する					2	2				
						_	□ 緊急輸送	道路へのフ	クセス強化	に資する	事業に該当	iする				1	
			6	交通事故対策		合計) 交通弱者(ーかする中	◆ 杜南上	が削急でき	+ Z					3 MAX3	2
							通学路や ■ ける特定	未就学児だ	ポロ常的に 重点整備	移動する経	路の安全(る事業、生	活道路の3	5通安全対	策エリアに		ŧ	1
					0		、 沿線又は	周辺に学わ	を、病院、福	転車ネットワーグ 一体施設、そ					る おける交通3	₹ 2	3
							全対策事 一 コ その他交	業に該当す		安全性向上	が期待でき	きる事業に	該当する			1	-
						合計										3	3
		松	合計	•												9	7
		F	F価値	I												7/9	=0.78
		ji	餡	街路事業の	の事業	評価	ロマニ:	ュアル	•								
			(令:	和3年3月	愛知児	!建	設局道	路維持	寺課・	道路	建設護	₹都⋷	卜整備	局都i	市基盤	部都で	†整備課)
				A: -	<u>ーー</u> 十分な	事 第	美効果/	が期待	でき	<u></u> る。							
			A: 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。														
	判定(理由)																
		/Cは1.0を	0を超えており、貨幣価値化困難な効果の評価値についても0.6を超えている														
			ことから、事業効果の発現が期待できるため。														
	1) 事業計画		ここれで、事本別本の元気が物団できるだめ。														
事	1) 尹未	-			2022	202	3 2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	合計
業の				調査·設計	•					-							
③事業の実効性			_	用地補償		←					-						
性			工種	工事						•						-	
			区	土工						←							
			分	+# \# +# ₋													
				構造物工													
				舗装											◀		
			事業費 (億円) 7.2 17.0								24.2						
	2) 地元の	슴 .	抽.	 元自治体よ 「	り早期	整位	曲の要:	望を受	けて	いるに	まか	鉄道	事業を	きとは	. 事首	かに調	——— 整を行っ
	意形成			ルロル FFの いる。また、													
	JENIOPS.			いる。よた、 、沿線地権を					1 NV 🗖	・・・土力	тсп		J _ C	ر. ہ.	1.09114	- - - - -	₩ T. I.]
	2) TEL 14	_							나는 チ	F∇ ≺	+ + 1rt	· :	ユフヨ	E-1616	14K DD 50		四十 7 -
	3) 環境へ			線に既存集落				_	が上がり	• 與官	⋾を供	滅さ.	ぜる事	≧機▫	(機器等	きを使	用するこ
	影響		ع.	で、周辺環境	見への	門原	に努め	りる。									
			_	Δ·Ξ	1業計	-面の) 宝勋(牛が掛	待で	きる							
			A	7		詳計画の実効性が期待できない。											
	判定				尹禾市		少大刈	エハ,分	गाज ८	C 46	0						
			【理	· ·-													
			円滑な事業環境が整っており、計画の実行性が確保されている。														

④事業手法の妥当	1) 代替案の 比較検討 結果	・当該路線はルートが都市計画決定済みで、接続する前後区間が整備及び着手済みの都市 計画道路であり、当該区間の新規事業化にあたり、改めて設計検討を行い、都市計画ル ートでの整備が妥当であると確認。							
十二	小山木								
本の妥	判定	Α	A: 手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段 が最も妥当である。						
当			B: 手段には代替性があり、改善の余地がある。						
			国決定されたルートの整備であり、接続する前後区間が整備及び着手済みの都市 そであるため妥当である。						
Ш:	対応方針 (案)								

当である

事業実施が妥 | 事業実施が妥当である。: 上記①~④の評価ですべてA判定であるもの。

事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象(事業完了後5年目) □対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

【主な評価内容】

・交通量(全車、大型車)、旅行速度、混雑度、安全性の改善状況

V 事業評価監視委員会の意見

VI 対応方針